仕　様　書

乙は、自動販売機の設置、売上・販売管理、廃棄及び機器による商品の販売に関して、甲が定める仕様及び「自動販売機設置自主ガイドライン」（日本自動販売協会、令和３年４月改訂）に定める遵守すべき基準に基づき、機器の安全な管理と公園利用者が安心して購入できる商品の提供に努めることとする。

１　自動販売機の設置に伴い、保健所等の許認可が必要となった場合には、乙が遺漏なく手続を行うこととする。なお、関係法令の遵守や食中毒、漏電等の事故対策、衛生管理その他については乙の責において万全を期すること。

２　自動販売機について、乙は落札者決定通知受領後速やかに設置機器類届出書（様式１）を甲に提出し、その承認を受けるものとし、これを変更する場合も同様とする。

３　乙は、設置する自動販売機に、商品販売数を確認できるカウンター又はこれに代わるもの及び電気量を確認できる副メーターを取り付けなければならない。

４　自動販売機の設置は、甲が指定する場所へ令和４年４月１日までに行うものとし、電気メーター等の設置も同様に行うものとする。なお、設置に当たっては事前に甲へ連絡の上、行うこと。

５　設置する自動販売機の本体のデザイン、外観色については、設置場所が公園内であることに留意し、景観配慮に努めるものとする。

６　乙は、契約締結後速やかに販売責任者等報告書（様式２）を甲に提出し、業務施行に関する業務責任者を定めるとともに、緊急時の体制を明確にするものとする。

７　自動販売機の設置に伴い発生する廃棄物は、乙の責において処理することとし、処理に係る経費は、乙の負担とする。使用済み容器の回収ボックスは、原則として機器１台につき１個の割合で、機器の脇若しくはその周辺に設置することとし、破損等が生じたときは速やかに交換を行うこと。

８　回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積を備えたものとするとともに、回収の頻度も考慮すること。また、回収ボックスの投入口は、公園利用者の弁当殻などの一般ゴミが入りにくい形状を有するものとすること。

９　乙が自動販売機の設置や商品補充等において、必要最低限の車両で公園内に立ち入り、荷物の積み下ろしのため駐車することができるものとする。なお、その際において、園内施設を破損した場合には、速やかに甲へ報告するとともに原状復旧するものとする。これら復旧に係る経費は乙の負担とする。

10自動販売機は、売切れがないよう商品補充を遅滞なく行うとともに、つり銭切れが起こることがないよう万全を期するものとする。

11　自動販売機に起因する苦情や事故等のトラブルに対しては、乙が善良なる管理者として誠意をもって迅速に対応することとする。

12　自動販売機の設置に係る施設使用は、広島市からの公園施設設置管理許可に基づき行われるため、これ以外の園内施設又は区域を甲に無断で使用することはできないものとする。